

申5号 2020年度年末手当等に関する申し入れ提出！

基本給月額

3.0ヶ月

新型コロナウイルス感染症対応に対する

特別手当 **全従業員一律 5万円**

回答 11月24日まで 支払い 12月4日まで

◆増収増益に対して報いるべき

営業収益は、今年度の新規受託駅拡大や前年度の新規受託26箇所の平
年度化の増収により、対前年8億1200万円増の80億7800万円となり、
111.2%を達成し、増収増益になりました。これらの組合員の努力に報い
るべきです。また、年末手当の支給は、モチベーションアップにも繋がります。



◆新型コロナウイルス感染症対策

いまだに感染者が多く出口が見えない中、GoToトラベルなどの経済政策により、お客さまの利
用が増加しており、不特定多数のお客さまと接する駅において、感染する恐れのある中でア
ルコール消毒や手洗い、マスクなど感染予防対策を講じつつ、日々業務を行っています。

**全従業員が新型コロナウイルス感染症等、命がけの対応を行っており、特別手当を全従
業員に一律5万円支給することを求めます。**

◆生活を維持するために

家族の休業で年間の世帯収入が減り、組合員・社員の中には、毎月の給与と賞与を併用して、持
ち家のローンや車のローンなど返済を行っていて、そのローンに対しても、きちんと返済できるのか
という不安を抱えています。**生活を維持するためには、十分な年末手当が必要です。**

新型コロナウイルスが収束しない中で命をかけて業務に向き合っている！
組合員の現実に対して会社は満額回答で報いるべき！！